

平成 24 年度

事業計画書

財団法人 長尾自然環境財団

## I. 事業計画の概要

平成 20 年 12 月の公益法人の制度改革に則り、当財団は理事会および評議員会の決定に従い、公益財団法人への移行に向けた各種手続きを進め、平成 23 年 8 月 12 日に内閣総理大臣に移行認定申請書を提出した。同年 10 月 14 日に内閣府公益認定等委員会から「財団法人長尾自然環境財団は公益財団法人としての認定基準に適合すると認めるのが相当である」旨の答申書が内閣総理大臣に出された。本年 4 月中旬に内閣総理大臣から「公益財団法人として認定する」旨の認定書が当財団理事長に送付される見込みである。これをもって、5 月 1 日に当財団は公益財団法人長尾自然環境財団への移行登記を行う計画である。

当財団は平成元年の設立以来、開発途上国等における自然環境保全のための自然科学分野の調査研究および保全事業等の実施、途上国の専門家・研究者等が実施する調査研究、保全事業等への助成ならびに将来の自然環境保全の担い手の養成を図ることにより、開発途上国等の自然環境保全に寄与するとともに、自然環境保全についての研究上の国際協力を推進し、もって地球環境の保全に資することを目的として以下の 3 事業を実施してきた。

1. 「総合研究・活動事業」では、平成 18 年度から第一期事業（平成 22 年度までの 5 年間）として、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナムの 4 カ国において、メコン - チャオプラヤ河流域の二次的自然環境の保全とワイズユースを目的として、現地の協力機関とともに調査研究と保全活動を実施した。

さらに平成 23 年度からは、第一期事業の成果および残された課題を踏まえ、内容をさらに発展させた総合研究・活動事業 1「メコン - チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」第二期事業を 5 年計画で開始した。

2. 「研究助成事業」では、主にアジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、当該地域の自然環境保全およびそれを担う人材の養成を目的として、現地の専門家等が自国で実施する調査研究や学術出版、保全・教育活動を支援してきた。
3. 「人材養成事業」では、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、次代の自然環境保全の担い手の養成を目的として、自国の大学および大学院で自然環境保全に関わる分野を専攻する当該国の学生に奨学金を支給するとともに、自然環境保全に関わる学生の交流・体験等の活動を支援してきた。

平成 24 年度は、引き続きこれら 3 本の事業を中心に以下の活動を展開する。

1. 総合研究・活動事業

(1) 総合研究・活動事業 1 「メコン - チャオプラヤ河流域における生物多様性の  
保全とワイズユース」 第二期事業 (2 カ年目)

(2) 総合研究・活動事業 2 (財団が立案し外部の助成等資金を活用する事業)

2. 研究助成事業

3. 人材養成事業

4. 普及・広報活動

5. 国際機関、国際的なプログラムとの協力・支援

各事業計画の内容については、次ページ以降に示す。

## II. 事業計画の内容

### 1. 総合研究・活動事業

本事業は、当財団が自然環境の調査研究や保全活動を企画立案実施するとともに、一部は当該国等の研究者等に調査研究や保全活動を委託し、必要に応じて調査研究等の資器材等を助成するとともに技術移転等を行い、当該地域の生物多様性の保全と持続可能な利用を図るものである。

平成 24 年度は、総合研究・活動事業 1「メコン - チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」第二期事業（2 カ年目）を実施するほか、総合研究・活動事業 2（財団が立案し外部の助成等資金を活用する事業）を計画する。

#### (1) 総合研究・活動事業 1「メコン - チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」第二期事業

総合研究・活動事業 1「メコン - チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」第二期事業計画で設定した目標の達成を目指し、平成 24 年度は目標の各項目について以下の活動を行う。その際、各国の状況に応じて実施可能なものを選択し、展開する。

目標 ① 各国の生物多様性保全に資する流域生物の情報を整備し利用可能とする。

- 1) フィールド調査…第二期事業においては、基本的にはフィールド調査は実施しないが、第一期事業の結果分析を通して、追加調査の必要性が生じた地域においてのみ調査を行う。なお、タイのメジョー大学では、第一期で調査の中断があったので、これを完了するために北部タイにおいて補完的な魚類分布基礎調査を実施する。
- 2) 収蔵標本の管理と拡充…第一期事業で収集された標本の適正な管理を継続する。さらに、4 カ国の実施協力機関間で標本交換等を促進することにより、各国における収蔵標本の種数等の拡充を図る。
- 3) メコン - チャオプラヤ河流域の魚類に関する出版物の作成…第一期事業で得られた魚類の標本と画像を活用し、「インドシナ域メコンの魚類図鑑」（英語版とし、対象地域内外における学術利用にも資するもの）と 4 カ国 5 地域で各々「魚類フィールドガイドブック」（都合 5 編、現地公用語と英語併記版とし、各地における普及啓発活動に資するもの）を作成する。また、第一期事業で得られた科学的新知見について、学術論文等としてまとめ、研究雑誌等での発表を進める。

目標 ② 生物多様性保全に資する研究や提言を行える現地人材を育成する。

- 1) 特定課題研究・技術研修…現在想定されている活動内容と実施協力機関は以下の通りである。
  - ◆ 開発に伴い失われつつある泥炭湖沼など早急な保護の必要がある地域の現状を明らかとする。タイのシーナカリンウィロット大学で実施予定。
  - ◆ 絶滅危惧種の保護や繁殖に資する研究・活動を行い、生息域保全や繁殖放流などを促進する。タイのウボンラーチャターニー大学で実施予定。
- 2) 各国内勉強会等…現地研究者、学生やNGO等が域内の魚類多様性やその保全を論議するための場を提供する。生物多様性や環境保全分野に関係する研究者の名簿作成等も行い、生態、分類、保全等、多様な国内情報を共有できる体制づくりを進める。

目標 ③ メコン・チャオプラヤ流域住民の環境保全に対する意識を高め、住民参加型保全活動を促進する。

- 1) 環境教育・「水辺の幸」調査…第一期よりラオスにおいて実施している環境教育活動は、小学校の児童や教員に直接働きかけることにより草の根レベルで住民参加型保全活動を促進するもので、一定の成果を上げてきた。本成果を根付かせ、発展させるためには継続が必要であると判断し、NPO 法人アジア農山漁村ネットワーク (NARC) に引き続き委託する。ラオスとカンボジアを主な調査地域とする「水辺の幸」調査に関しては、財団法人自然環境研究センター (JWRC) に引き続き委託し、調査結果の公表に向けた準備 (出版物の原稿作成等) を行う。
- 2) 官学民共同魚類分布調査…第一期事業の広域にわたる魚類分布調査を通して、現地の大学研究者や政府機関の研究者に対して魚類の分類と分布に関する調査手法・技術を移転した。第二期事業では、これまで当事業に関与してこなかった地域住民が参加する形で地域の魚類分布調査を実施する段階に入ったと言える。すなわち、地方の行政官、教育関係者および民間人に対して、調査概要や技術習得に関する研修 (サンプル採集と調査票への記入方法等) を実施するとともに、集積された魚類分布情報を処理集約し、メッシュ地図等の形で公表し、広く情報共有してゆくまでのシステムを移転することを目的とする。これにより、現地政府と地域住民の生物多様性保全に対する当事者意識の醸成が期待される。本活動は政府の主導性が比較強いカンボジア (水産庁内水面漁業開発研究所) とベトナム (カントー大学養殖水産学部) で実施する。実際の同調査地域は一部区域に絞り、カンボジアではトンレサップ湖周辺、ベトナムではメコンデルタ域のソクチャン州およびバクリウ州とする予定である。また、本活動は公益性が高いことから、外部の助成機関等が有する資金の活用も検討する。

以上の他にも第二期事業計画では、目標④として、メコン・チャオプラヤ河流域 4カ国が生物多様性情報と保全意識を共有するための「4カ国関係者会合」の開催が挙げ

られているが、本年度は開催を予定していない。

各国における活動予定項目と実施機関を下表に示す。ただし、今後も各国の実施協力機関との協議を通して、各活動内容の範囲や程度についての具体的・現実的な目標設定を行っていくこととする。

活動名	実施国					
	タイ			ラオス	カンボジア	ベトナム
	メージョー大学	ウボンラーチャターニー大学	スリナカリンウィロット大学			
(1) フィールド調査	実施(再開)		—			
(2) 収蔵標本の管理と拡充	実施(継続)	実施(継続)	—	実施(継続)	実施(継続)	実施(継続)
(3) メコンーチャオブラヤ河流域の魚類に関する出版物の作成	執筆・校正等	執筆・校正等	執筆・校正等	執筆・校正等	執筆・校正等	執筆・校正等
(4) 特定課題研究・技術研修	—	実施	実施	—	—	—
(5) 各国内勉強会・シンポジウム	—	—	—	—	—	実施
(6) 環境教育・「水辺の幸」調査(NARC・JWRC 委託)	—	—	—	実施	実施	—
(7) 官学民共同魚類分布調査	—	—	—	—	実施	実施

## (2) 総合研究・活動事業 2 (財団が立案し外部の助成等資金を活用する事業)

総合研究・活動事業 1 等を通じて蓄積してきた知見をもとに、NPO 等による自然環境保全活動や生物多様性保全活動等を支援する国内の機関（独立行政法人環境再生保全機構）、独立行政法人国際協力機構（JICA 草の根技術協力事業）等に対して、当財団の総合研究・活動事業の趣旨に合った個別の事業計画を立案し、申請書等を提出する。さらに必要に応じて申請に向けた情報の収集等を行い、申請案件が採択された際には、採択事業活動を実施する。

## 2. 研究助成事業

### (1) 事業の目的と概要

主にアジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、当該地域の自然環境保全およびそれを担う人材の養成を目的として、現地の専門家等が自国で実施する調査研究や学術出版、保全・教育活動への助成を行ってきた。

平成 23 年度に、これまでの研究助成事業の実績、4 つの助成プログラム（調査研究助成、小規模調査研究助成、学術出版助成、活動・教育助成）の実績と申請状況および支援内容を検討した。その結果、助成を通じて当該地域の自然環境保全に貢献する本研究助成事業は重要であること、特に同分野の今後を担う若手人材の育成が重要であることなどの結論に至った。これらを踏まえ、現行の助成プログラムを見直し、調査研究助成と学術出版助成の 2 つの助成プログラムに絞るとともに、助成額や支援期間等も見直した。

### (2) 事業内容

平成 24 年度は、主にアジア・太平洋地域の開発途上国の自然環境保全にかかわるものについて、以下 2 つの助成プログラムを実施する。

助成件数は、新規 12 件、継続 13 件を予定している。

#### 1) 調査研究助成

若手研究者や博士課程の大学院生による調査研究を支援する。助成期間は最長で 2 年、助成額は 50 万円を上限とする。

#### 2) 学術出版助成

現地研究者による研究成果の出版を支援する。助成期間は 1 年、助成額は 100 万円を上限とする。

助成案件の採否は、提出された申請書をもとに、外部専門家 5 名から成る研究助成選考委員会により決定する。選考は 5 月、12 月の年 2 回実施する。

助成対象者に対しては、最終報告書と収支報告書の提出を義務付ける。調査研究の実施期間が 1 年を超えるものについては、助成開始 1 年後の中間報告書の提出を求める。

### 3. 人材養成事業

#### (1) 事業の目的と概要

アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、次代の自然環境保全の担い手の養成を目的として、自国の大学および大学院で自然環境保全に関わる分野を専攻する現地の学生に奨学金を支給するとともに、奨学生や一般学生等が自然環境保全について現場での知見や体験を深めるための活動を支援する。

#### (2) 事業内容

平成 24 年度は、平成 23 年度後期から新たに支給を開始したカンボジアを含む以下の 6 カ国において奨学金支給を引き続き実施する。本年度は、新規 75 名、継続 290 名、計 365 名への奨学金支給を計画している。

当財団と各国の現地協力機関との間で締結された合意書の下、現地協力機関が奨学生候補者の募集や選考、奨学生の管理、奨学金の支給等の業務を行う。奨学生の管理について、現地協力機関が学期毎または 1 年毎に奨学生の成績や健康状態、修了状況、就職状況等を当財団に報告する。

##### 1) フィリピン（平成 4 年度より開始）

現地協力機関：City Government of Puerto Princesa

受給予定者数：新たに学部生 5 名、大学院生（修士課程）1 名を加えた計 28 名。

##### 2) ベトナム（平成 5 年度より開始）

現地協力機関：Centre for Natural Resources and Environmental Studies

受給予定者数：新たに大学院生 12 名を加えた計 36 名。

##### 3) ミャンマー（平成 10 年度より開始）

現地協力機関：Forest Resource Environment Development & Conservation Association

受給予定者数：新たに学部生 5 名と大学院生 2 名を加えた計 59 名。

##### 4) インドネシア（平成 12 年度より開始）

現地協力機関：Indonesian Committee

受給予定者数：新たに学部生 15 名を加えた計 122 名。

##### 5) ラオス（平成 16 年度より開始）

現地協力機関：National University of Laos

受給予定者数：新たに学部生 25 名を加えた計 100 名。

##### 6) カンボジア（平成 23 年度より開始）

現地協力機関：Royal University of Agriculture, Cambodia

受給予定者数：新たに学部生 10 名を加えた計 20 名。



備 考:平成23年度後期より、上記の現地協力機関、Prek Leap National College of Agriculture、Chea Sim University of Kamchaymear の3大学の学部生を対象に、奨学金の支給を開始した。

国名	支給月額	承認年度	学部	大学院	合計
フィリピン	学部 3-4年生 14,000円 1-2年生 5,000円	H21	7名		28名
		H22	10名	2名	
	大学院 3年生 15,000円 1-2年生 7,000円	H23	3名		
		H24(新規)	5名	1名	
ベトナム	大学院 7,000円	H23		24名	36名
		H24(新規)		12名	
ミャンマー	学部 3,000円	H20	10名		59名
		H21	9名	3名	
	大学院 7,000円	H22	10名	5名	
		H23	10名	5名	
		H24(新規)	5名	2名	
インドネシア	学部 4-5年生 3,000円 2-3年生 4,000円	H21	37名		122名
		H22	40名		
		H23	30名		
		H24(新規)	15名		
ラオス	学部 2,000円	H21	25名		100名
		H22	25名		
		H23	25名		
		H24(新規)	25名		
カンボジア	学部 2,000円	H23	10名		20名
		H24(新規)	10名		
6カ国合計					365名

#### 4. 普及・広報活動

当財団の事業内容を国内外に広報するため、定期的にホームページを更新するとともに、内容や情報の充実を図る。また、当財団の役職員が国内外に赴く機会を利用して、事業内容を広報する。

#### 5. 国際機関、国際的プログラムとの協力・支援

国際機関（国際連合環境計画（UNEP）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際自然保護連合（IUCN）、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、国際林業研究センター（CIFOR）、アジア開発銀行（ADB）、地球環境ファシリティ（GEF）等）や国際的な生物多様性保全への取組みやプログラム（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）、生物多様性条約、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）等）と連携して、当財団の活動基盤の強化に努めるとともに、協力して実施する事業等の可能性について検討する。特に、相手国の税制上の問題、さらには効率の点から、当財団が直接助成・支援するよりも国際機関等を通じて行ったほうが効果的な場合には、これらの機関の協力を得る。